

47

注意

(本審案用紙) 事務官以下に保存
 事務官同付 決裁後
 二使用スルモノトス)

決行(決裁)後
 回覧課名

保存期限
 決裁指定
 決行指定

大臣 [Signature]		件名 南方軍艦沈没事件		受領 番號	起元應(課)名
局長 主務	次官	政務 次官	參與官	書記官	審案 筆記者
局長 主務	高級 副官	主務 副官	主務 副官	主務 副官	
局長 主務	主務 課長	主務 課長	主務 課員		
局長 主務	局長 主務	局長 主務	局長 主務		
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日		
了結	領受	出提	領受	號番	
房官臣大	課局務主				

陸軍

0122

一復文部中第三十七号

其後、（以下略） 威令、（以下略）

威令、（以下略） 威令、（以下略）

威令、（以下略）

威令、（以下略） 威令、（以下略）

威令、（以下略）

威令、（以下略） 威令、（以下略）

威令、（以下略）



陸

軍

0123

東洋の諸島に於ける島嶼の保護に於ける
支那の動向に對する南支那の
南洋の島嶼の保護に對する
米側南洋の島嶼の保護に對する
引揚の諸島に協力するに付 英例
地域に於ける英例の事情に協力
するに付

682

昭和廿年三月廿八日

0124

略

承 録 電 報

第 二 〇 二 二 二 二 二 二

二 二 二 二 二 二 二 二

三 三 三 三 三 三 三 三

三九七五
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
計 九 七 五

2/

宛 夫 官

東 海 道 總 務 長 (函 達)

東 海 道 第 一 二 二 六 號

南方軍艦隊の進出への影響不足に依り、相模湾に在り且、艦隊への調給をラレザル現況ナリ
現アハ内海ノ状況、艦中將兵隊、船ノ空乏ヲ知ル事、且、艦隊上ノ運給ノ場ニモ、艦中將兵
船トノ交通、運給、運給ヲ調給スルノ要アリ

之方、艦中將兵隊トシテ、指定ノ新船、飛行機ノ運給ヲ要スラセム事、
「マ」司令、艦中將兵
隊、運給、運給

英 海 軍 中 將 官 官 官

編 定 先 第 一 第 二 番 員 官 官

(終)

